

# 税制改正のあらまし

法人会キャラクター  
けんた

## I 法人税関係

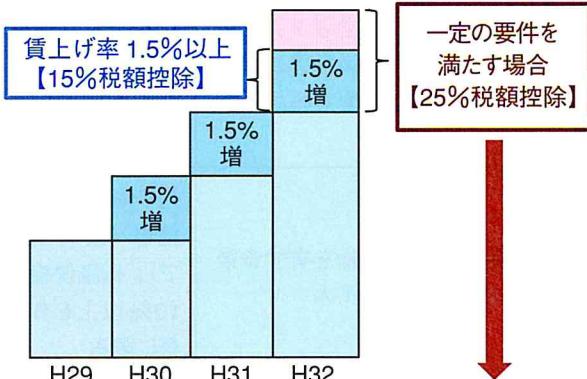
### 1 所得拡大促進税制の見直し

#### (1) 中小企業

中小企業の持続的な賃上げを促す観点から、所得拡大促進税制が見直されます。その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より1.5%以上増加した場合には、給与等支給增加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

さらに、高い賃上げや教育訓練費の増加等の要件を満たせば、10%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

#### 中小企業における賃上げの促進に係る税制のイメージ



- <一定の要件>  
賃上げ率 2.5%以上で、かつ、以下のいずれかの要件を満たすこと
- ① 教育訓練費が対前年度比 10%以上増加
  - ② 中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画における経営力向上の証明

#### (2) 大企業

大企業(資本金の額等が1億円超の法人など)については、①その年(平成30~32年度)の平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額より3%以上増加、②国内の設備投資額が当期の減価償却費の9割以上を占める場合には、給与等支給增加額の15%の税額控除(法人税額の20%が上限)が適用できます。

また、教育訓練費の増加(対前年度20%以上増加)の要件を満たせば、5%の税額控除率(法人税額の20%が上限)が上乗せされます。

#### 適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

### 2 大企業に対する租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加(当期所得金額>前期所得金額)しているにもかかわらず、賃上げや国内設備投資をほとんど行わない大企業については、次のいずれにも該当しない場合、生産性の向上に関する租税特別措置法の一部(研究開発税制その他一定の税額控除の規定)は適用できなくなります。ただし、所得金額が前年度の所得金額以下の場合は、対象外となります。

- ① 平均給与等支給額が前年度の平均給与等支給額を超えること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の10%の金額を超えること

#### 適用時期

平成30年4月1日から平成33年3月31までの間に開始する各事業年度に適用されます。

### 3 交際費課税の特例措置の延長

中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置が2年延長されます。

#### 適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

### 4 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

従業員1,000人以下の中小企業が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の即時償却制度が2年延長されます。

#### 適用時期

平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

### 5 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

事業年度に欠損金額が生じた場合、欠損金が生じた事業年度開始日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰戻し、すでに納めた法人税から欠損金の分を還付することができる、欠損金の繰戻し還付制度ですが、その不適用措置が2年延長されます。

ただし、中小企業(平成21年2月1日以降に終了する各事業年度)については、その不適用措置の対象から除外されます。

#### 適用時期

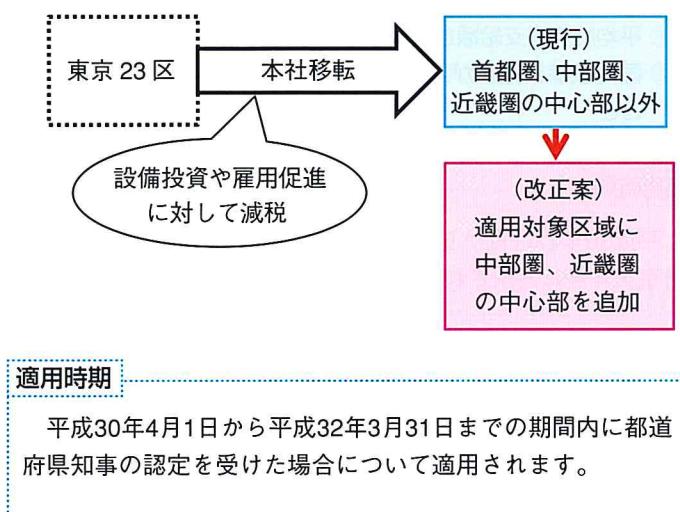
平成32年3月31日まで適用期限が延長されます。

## 6 地方拠点強化税制の延長・拡充

平成27年に創設された地方拠点強化税制が2年延長されるとともに制度の拡充が図られます。同税制には、拡充型と移転型があり、オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（拡充型）、特別償却25%又は税額控除7%（移転型）のいずれかを選択適用できます。また、雇用促進税制の特例についても、適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税の税額控除が適用できます。

改正案では、雇用促進税制の特例の一定の要件として、雇用者増加人数が法人全体ではなく、拡充・移転先施設の増加人数とされるほか、雇用増加率が拡充型8%以上、移転型5%以上（現行：拡充型・移転型ともに10%以上）に引き下げられます。

また、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても適用が可能となります。



## 事業承継税制の特例の概要

	現行	改正案
納税猶予株式	発行済議決権株式総数の3分の2	経営者が保有する全ての株式
納税猶予割合	80%	100%
雇用確保要件	事業承継後5年間の平均で、8割以上の雇用維持が必要	雇用確保要件を満たせない場合でも、その理由と認定経営革新等支援機関の意見を記載した書類を都道府県に提出すれば、納税猶予が継続
経営環境の変化に対応した減免制度 (後継者が解散・譲渡を行う場合)	事業承継時の株価を基に相続・贈与税を課税	解散・譲渡時の評価額を基に再計算を行い、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免
適用対象者の拡大	先代経営者の中の主要要件 後継者の主要要件	代表権を有する先代経営者1人の者から贈与等により取得する株式が対象 代表権を有する後継者（最大3人まで）。総議決権数の10%以上を有する者に限る

## I 相続税・贈与税関係

### 1 事業承継税制の特例の創設

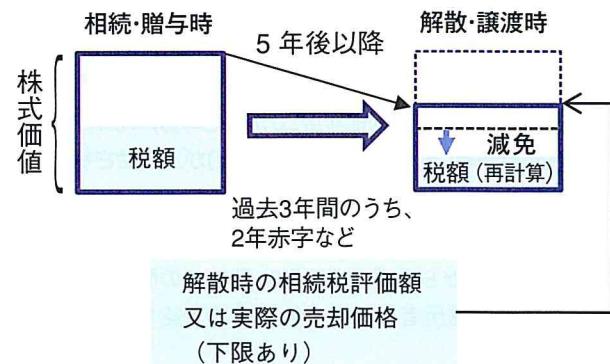
日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性を上げる観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充されます。

相続・贈与時に納税負担が生じないように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画(仮称)<sup>(注)</sup>を作成して相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合は、経営者が保有する全ての株式が納税猶予の対象となり、納税猶予割合が80%から100%に引き上げられます。また、将来の税負担に対する不安を軽減するため、雇用確保要件の緩和、経営環境の変化に対応した減免制度の創設、複数人による承継が措置されます。

(注) 特例承継計画(仮称)とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画で、当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

### 経営環境の変化に対応した減免制度

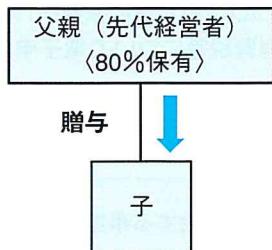
現行制度では、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行った後に、後継者が会社を解散・譲渡を行う場合、事業承継時の株価を基に相続・贈与税が課税されます。今後は、株価が下落した場合においても、経営環境の変化を示す一定の要件を満たせば、解散・譲渡時の株価を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算した納税額との差額を減免する制度が創設されます。



## 事業承継税制の適用対象者の拡大

現行制度では、1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与のみが納税猶予の対象とされています。今後は、先代経営者に限定せず親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への事業承継も納税猶予制度の対象とされます。

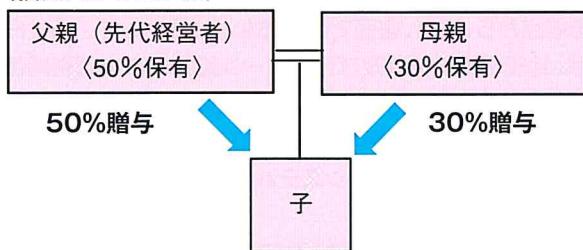
### 【現行制度】



1人の先代経営者から1人の後継者への承継のみ適用対象

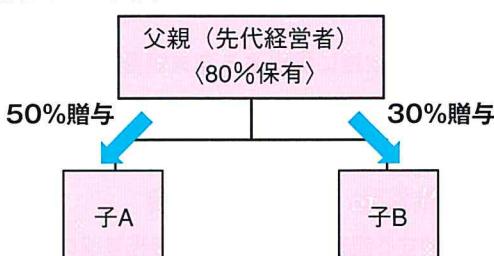
### 【改正案】

#### （複数人からの承継）



複数人から後継者への承継も適用対象

#### （複数人への承継）



複数人（最大3人）への承継も適用対象

#### 適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

なお、給与等の収入金額が850万円超のケースでも、特別障害者や23歳未満の扶養親族などが同一生計内にいる場合には、負担増が生じない措置が講じられます。

### 給与所得控除額の見直し

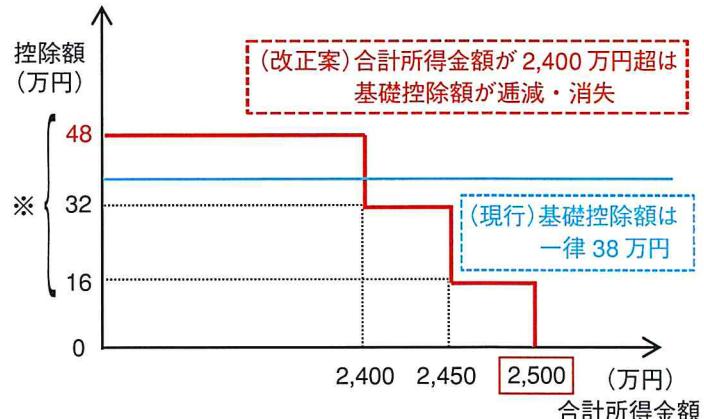
給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円	その収入金額×40%～10万円
180万円超～360万円	その収入金額×30%～8万円
360万円超～660万円	その収入金額×20%～44万円
660万円超～850万円	その収入金額×10%～110万円
850万円超	195万円

#### （2）公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げたうえで、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195万5,000円の上限（現行：上限なし）が設けられます。また、年金以外の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合は、さらに一律10万円（2,000万円超の場合は一律20万円）控除額が引き下げられます。

#### （3）基礎控除の見直し

基礎控除の控除額を一律10万円引き上げ、その上限額が48万円（現行：一律38万円）とされます。また、合計所得金額が2,400万円超の個人については、その金額に応じて控除額が遞減され、2,500万円超で基礎控除の適用ができないこととなります。



※ 個人住民税の基礎控除額はそれぞれ43万円、29万円、15万円（現行：一律33万円）。

#### （4）各所得控除の調整措置

各所得控除の合計所得金額の要件が次のように見直されます。

### 合計所得金額の要件の見直し

	現行	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

## III 所得税関係

### 1 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する観点から、個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等控除の控除額を引き下げ、基礎控除の控除額が引き上げられます。

#### （1）給与所得控除等の見直し

給与所得控除の控除額が一律10万円引き下げられます。また、その上限額についても、給与等の収入金額850万円で控除額195万円（現行：給与等の収入金額1,000万円で220万円）に見直されます。

## 適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

## V その他

### 1 申告手続の電子化促進のための環境整備

経済社会のICT化が進展していることを踏まえ、税務手続においてもICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備する観点から、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できる環境整備が構築されます。なお、大法人（資本金の額等が1億円超の法人など）については、法人税・消費税等について電子申告が義務化されます。

## 適用時期

平成32年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）について適用されます。

## IV 地方税関係

### 1 中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例の創設

中小企業の投資を後押しする観点から、中小企業が取得した一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税の特例が創設されます。中小企業が労働生産性を年平均3%以上向上させる認定を受けた一定の機械装置等を取得し、生産、販売活動等の用に直接供した場合、当初3年間に固定資産税の課税標準をゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減されます。

なお、平成28年度税制改正で創設された中小企業が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例については、期限の終了（平成31年3月31日）をもって廃止されます。

#### 固定資産税の特例の概要

対象者	・先端設備等導入計画（仮称）の認定を受けた中小企業者等
対象設備	生産性要件が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備 ・機械装置（160万円以上、販売開始10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内）
要件	・市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合 ・労働生産性が年平均3%以上向上と認定 ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの
税制措置	固定資産税の課税標準が、当初3年間に限り、ゼロ～1/2の範囲内で各市町村の条例で定める割合に軽減

## 適用時期

生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）の施行の日から平成33年3月31日までに取得をした場合に適用されます。

### 2 年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の事務負担を軽減し、給与所得者の利便性を向上させる観点から、現在、書面で勤務先などに提出している生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除の年末調整関係書類（生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書）について、国税庁が構築予定のシステムで電磁的方法による提出が可能となります。

ただし、住宅ローン控除証明書と住宅ローンの年末残高証明書の電磁的方法による提出は、居住年が平成31年以後である人に限られます。

## 適用時期

平成32年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

### 3 国際観光旅客税（仮称）の創設

今後さらに増加する観光需要を踏まえ、観光基盤の拡充・強化を図る観点から、国際観光旅客税（仮称）が創設されます。

航空機や船舶で出国する旅客に対し、出国1回につき1,000円が課せられます。ただし、航空機や船舶の乗員、乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）、2歳未満の者などは対象から除外されます。

## 適用時期

平成31年1月7日以後の出国について適用されます。



\* このパンフレットは、平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度税制改正大綱等に基づいています。  
今後の国会審議等にご留意ください。

公益財団法人  
**全国法人会総連合**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6  
FAX 03-3357-6682  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

※内容に関するお問い合わせは、上記の宛先までFAX等文書にてお送りください。なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。